

令和 4 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 5 6 号	令和 4 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） について	別冊
議案第 5 7 号	令和 4 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	〃
議案第 5 8 号	令和 4 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 5 9 号	令和 4 年度西条市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 6 0 号	令和 4 年度西条市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 6 1 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計補正予算 （第 1 号）について	〃
議案第 6 2 号	令和 3 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	1
議案第 6 3 号	令和 3 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	3
議案第 6 4 号	令和 3 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 6 5 号	令和 3 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	7
議案第 6 6 号	（仮称）西条市東部給食センター整備・運営 P F I 事業者選定審査会条例について	9
議案第 6 7 号	西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用 に関する条例について	1 3
議案第 6 8 号	西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例について	3 9
議案第 6 9 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	5 7
議案第 7 0 号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例について	6 5
議案第 7 1 号	西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部 を改正する条例について	6 9
報告第 1 6 号	令和 3 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	7 5

報告第 17 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	7 9
報告第 18 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	8 3
報告第 19 号	令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	8 7
報告第 20 号	西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	9 1
報告第 21 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	9 5

議案第 6 2 号

令和 3 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第233条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7（略）

議案第 63 号

令和 3 年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和 3 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 6 4 号

令和 3 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 3 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 6 5 号

令和 3 年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 3 年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 66 号

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営 P F I 事業者選定審査会条例について

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営 P F I 事業者選定審査会条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営 P F I 事業者選定審査会条
例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する選定事業で、(仮称) 西条市東部給食センターの整備及び運営に係るものを行う事業者の選定に関する事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、(仮称) 西条市東部給食センター整備・運営 P F I 事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事項
- (2) 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和6年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事業者選定業務担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業で、（仮称）西条市東部給食センターの整備及び運営に係るものを行う事業者の選定に関する事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、（仮称）西条市東部給食センター整備・運営PFI事業者選定審査会を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

(1)、(2) （略）

(3) 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

(4)～(6) （略）

2、3 （略）

4 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

5～7 （略）

地方自治法

第138条の4 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

議案第 67 号

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例について

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 地下水保全管理計画（第7条）

第3章 地下水の保全及び管理の具体策

第1節 地下水の保全及び管理の基本方針（第8条—第12条）

第2節 対象事業（第13条—第19条）

第3節 有害物質使用事業場（第20条—第24条）

第4節 地下工事（第25条—第31条）

第5節 井戸の設置（第32条—第39条）

第4章 異常時の対策

第1節 汚染時（第40条—第54条）

第2節 渇水時（第55条）

第3節 災害時（第56条）

第5章 雑則（第57条—第63条）

第6章 罰則（第64条・第65条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域水循環 水循環基本法（平成26年法律第16号）第2条第1項に規定する水循環（以下「水循環」という。）のうち流域を単位とするものをいう。
- (2) 地下水 本市の区域の地表面下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
- (3) 地域公水 地下水を市民共有の公共資源と捉え、地域の水循環の特性に配慮

して、市民、事業者等及び市が一体となって保全し、及び管理する理念の下、守られる地下水をいう。

- (4) 育水 うちぬき文化を継承し、健全な水循環の理念の下に地下水を量及び質の両面で育てながら使う持続可能な地下水利用の考え方をいう。
- (5) 事業者等 本市に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者、本市に居所を有する者並びに本市に滞在する者をいう。
- (6) うちぬき文化 古くから本市の人々によって育まれてきたうちぬきその他の地下水と人、環境及び産業との関わりをいう。
- (7) 涵養域 雨水及び湖沼、ため池、水田等にある地表水の浸透並びに河川からの伏流水が地下水帯水層を涵養する区域をいう。
- (8) 水源域 平野に流入する河川及びその集水区域（雨水及び融雪が集まって河川に流入する全ての区域をいう。）をいう。
- (9) 対象事業 地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある事業として別表第1に掲げる事業をいう。
- (10) 有害物質使用事業場 有害物質の製造、使用、検査、処理、保管等を行う事業場をいう。
- (11) 有害物質 人の生命、健康に害を及ぼすおそれがある物質として別表第2に掲げる物質をいう。
- (12) 地下工事 集合住宅、橋梁その他の建設に係る基礎工事等で、地下5メートルを超えて杭、コンクリート構造物等の設置、地盤改良等の工事（地質又は地下水の調査のためのボーリング工事、地下水を採取するため管を打ち込む打ち抜き工事を除く。）で地下水の水質又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがある工事をいう。
- (13) 井戸 自噴井又は動力を用いて地下水を採取する施設をいう。

（基本理念）

第3条 地下水は、次に掲げる考えに基づき、保全され、及び管理され、並びに適正に利用されなければならない。

- (1) 地下水は、生活用水、環境用水、農業用水、工業用水等として本市の社会経済活動を支える重要な地域資源であるとともに、うちぬき文化を育んできたことに鑑み、これを地域公水と位置付け、市民生活、環境及び産業の持続的な発展に資するように維持されなければならない。
- (2) 地下水は、涵養域の保全、節水等により、清澄な水質及び豊富な水量を維持及び回復されなければならない。
- (3) 水源域における森林及び森林土壌は、地下水の涵養及び保全と不可分の関係にあることに鑑み、長期的な視野に立ち健全に育成されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、総合的かつ計画的な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資する水循環の調査及び研究を行い、その結果を公表する等により地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する情報を市民と共有し、意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者等が協力し、及び参加することができる仕組みをつくるよう努めなければならない。

3 市は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するため、流域水循環及び地下水に関する教育等を積極的に進めるよう努めなければならない。

4 市は、育水の普及及び啓発に努めるとともに、市民及び事業者等が、育水を実践することができるよう必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 市は、市民が水と触れ合う機会及び場を創出するために、水辺環境及び親水空間を保全し、及び活用することにより、地域の発展に努めなければならない。

(市民及び事業者等の責務)

第5条 市民及び事業者等は、育水の考えの下、自ら地下水の保全に努めるとともに、地下水のあるべき姿の実現に向け、それぞれが主体的又は協働で取り組み、市が行う地下水の保全及び管理並びに適正な利用に資するための施策及び事業に協力しなければならない。

2 市民及び事業者等は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努めなければならない。

3 市民及び事業者等は、自噴井により地下水を採取する場合は、不使用時の流出防止に協力しなければならない。

4 市民及び事業者等は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による西条市地域防災計画に基づき、緊急時の飲料水の確保に協力するなど市の施策に協力しなければならない。

5 市民及び事業者等は、育水の考えに基づき、水源涵養に資するよう水利用の適正化に努め、及び相互に協力しなければならない。

(関連組織等との連携)

第6条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用のため、県及び近隣の地方公共団体並びに地下水の利用及び渇水対策に係る協議会等の組織と連携を図るものとする。

2 市長は、渇水により地下水位の低下等が生じるおそれがあると認める場合には、市民、事業者等及び前項に規定する協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

3 市長は、渇水により地下水位の低下が生じた場合には、県及び近隣の地方公共団体と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

4 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の利用に支

障が生じたときは、市民、事業者等、県、近隣の地方公共団体及び地下水の利用に係る協議会等の組織と連携を図り、地下水の保全及び管理のための対策を実施するものとする。

第2章 地下水保全管理計画

第7条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用を図るための総合的な計画（以下「地下水保全管理計画」という。）を定めなければならない。

2 地下水保全管理計画は、水循環基本法及び同法第13条第1項に規定する水循環基本計画と整合を図るものとする。

3 地下水保全管理計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3章 地下水の保全及び管理の具体策

第1節 地下水の保全及び管理の基本方針

（対策の実施）

第8条 市長は、地下水の保全及び管理のための対策を実施し、地下水の水質及び水量の保全に努めるとともに、節水及び水の有効利用に関する市民意識の啓発を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、市が講ずる地下水の保全及び管理のための対策について、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

（報告、助言、指導及び勧告）

第9条 市長は、地下水を使用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全及び涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

2 市長は、土地の形質を変更する等、地表水又は地下水の水質又は水量に影響を与えるおそれがある行為を行う者に対し、排水対策の実施、土壌の流出、水質の汚濁及び汚染並びに水量の減少の防止等の措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

（地下水の合理的な使用に関する措置等）

第10条 地下水を使用する者は、節水、雨水の使用、水の循環使用、再生水の使用等により地下水の使用量を抑制する等、地下水の合理的な使用に努めなければならない。

2 市長は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を使用する者に対し、地下水の合理的な使用について必要な助言又は指導を行うことができる。

（地下水の合理的な使用に関する啓発等）

第11条 市長は、地下水の合理的な使用に係る啓発及び当該使用に配慮した節水型機器の普及に努めなければならない。

2 市民及び事業者等は、建築物を建築（節水型機器の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した節水型機器の設置に努めなければならない。

（常時監視）

第12条 市長は、地下水の水質及び水量の状況を常時監視することができる。

2 市長は、前項の規定による常時監視を行うために必要があると認めるときは、市民及び事業者等に対し、協力を求めることができる。

第2節 対象事業

（水源涵養保全地域の指定）

第13条 市長は、水源域のうち、水源涵養機能の維持増進を図る上で、保全及び管理が特に必要な地域（以下「水源涵養保全地域」という。）を指定することができる。

2 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、20日以上の期間を定め、その区域を示す図書を縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定により縦覧に供された図書に示す区域内に居住する者その他の利害関係を有する者は、縦覧期間終了の日までに市長に対し意見を申し出ることができる。

5 市長は、水源涵養保全地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、水源涵養保全地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業の住民説明）

第14条 対象事業を行おうとする者は、あらかじめ、当該事業の計画内容、排水処理方法等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（対象事業の許可申請）

第15条 対象事業を行おうとする者は、前条第2項の規定による報告を行った上で、開発許可申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る対象事業について、別表第3に掲げる基準に基づき事業の実施の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、対象事業の実施を中

止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前条の規定を準用する。

4 市長は、前2項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(対象事業場の設置の着手制限)

第16条 前条第1項の規定により申請している者は、同条第2項の規定による許可の決定を受けた後でなければ、対象事業に係る事業場（以下「対象事業場」という。）の設置に着手してはならない。

2 市長は、前条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けずに対象事業場の設置に着手した者に対し、当該対象事業場の設置の一時停止を命ずることができる。

(対象事業場の設置完了の届出)

第17条 第15条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた対象事業場の設置が完了したときは、当該対象事業場を設置した者は、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、対象事業場ごとに行うものとする。

(対象事業場の廃止の届出)

第18条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該対象事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(規制事業場の設置の制限)

第19条 何人も、第15条第2項の規定による不許可の決定を受けた対象事業場（以下「規制事業場」という。）を市内に設置してはならない。

2 市長は、前項の規定に反して市内における規制事業場の設置に着手し、又は設置した者に対し、当該規制事業場の設置を直ちに中止するよう命じ、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置をとるよう命ずることができる。

3 前項の規定により規制事業場の設置の中止等を命ぜられた者は、直ちに当該規制事業場の設置を中止し、市長が定める期限までに原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

第3節 有害物質使用事業場

(有害物質使用事業場の設置等の届出)

第20条 有害物質使用事業場を設置しようとする者は、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、有害物質使用事業場ごとに行うものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は有害物

質の製造、使用、検査、処理、保管等中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(有害物質の使用量等の報告)

第21条 市長は、必要に応じて、有害物質使用事業場を設置した者に有害物質の使用量等の報告を求めることができる。

(有害物質使用事業場の廃止の届出)

第22条 第20条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該有害物質使用事業場を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(有害物質の使用量の削減等)

第23条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質の使用量を削減し、又は有害物質以外の物質に変更するよう努めなければならない。

(有害物質による汚染の防止)

第24条 有害物質使用事業場を設置した者は、有害物質により土壌、地質、地下水又は大気を汚染しないよう、有害物質を適切に取り扱い、厳重に管理しなければならない。

第4節 地下工事

(地下工事の実施等の届出)

第25条 地下工事を行おうとする者は、建築確認申請その他の法令に基づく申請、届出等の前に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更する場合又は地下工事を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(地下工事の住民説明)

第26条 前条第1項の規定による届出をした者は、地下工事に着手する前に、地下工事の内容、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止対策等について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、地下工事の実施場所の周辺に飲用井戸又は水道水源がない場合は、この限りでない。

2 前項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(地下工事の影響調査)

第27条 前条第1項の説明を行った者は、規則で定めるところにより、地下工事に着手する前並びに地下工事の施工中及び施工後に、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある区域の地下水の水質検査又は水量調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、地下工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。

3 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。

4 第2項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。

5 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

(地下工事の一時停止命令)

第28条 市長は、第25条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出をせずに地下工事に着手した者又は前条第2項に規定する地下工事を行っている者に対し、当該地下工事の一時停止を命ずることができる。

(地下工事の完了の届出)

第29条 第25条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による変更の届出をした地下工事が完了したときは、当該地下工事を行った者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(地下水の水質及び水量への配慮)

第30条 地下工事を行う者は、地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれがない工法、資材等を使用し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少の防止に努めなければならない。

(地下工事以外の工事)

第31条 地下工事以外の工事で、地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれがある工事を行う者は、この節の規定の趣旨にのっとり、地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

2 市長は、地下工事以外の工事に起因して地下水の水質又は水量に影響を及ぼしたと認める場合は、当該地下工事以外の工事を行っている者又は行った者に対し、水質検査又は水量調査の地点、項目、周期、期間等を定め、水質検査又は水量調査の実施を命ずることができる。

3 前項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、水質検査又は水量調査の実施により水質又は水量に影響を及ぼした原因を調査し、その結果を市長が定める期限までに市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する地下工事以外の工事を行っている者に対し、当該地下工事以外の工事の一時停止を命ずることができる。

5 第2項の規定により水質検査又は水量調査の実施を命ぜられた者は、市長に協議の上、地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じなければならない。

6 前項の規定により地下水の水質又は水量への影響を取り除くための措置を講じた者は、当該措置の完了後、速やかに市長に報告しなければならない。

第5節 井戸の設置

(地下水の採取の住民説明)

第32条 地下水を採取しようとする者（消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防に必要な水利施設で、規則で定めるものを設置する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「地下水採取予定者」という。）は、あらかじめ、地下水の採取の内容について周知するため、周辺住民等に対し、説明を行わなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

(1) 採取量が1日当たり100立方メートル以上の井戸又は揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上ある場合にあつては、その断面積の合計。以下同じ。）が21平方センチメートル以上の井戸を新規に設置しようとする者

(2) 既存の井戸の変更で変更後の採取量が1日当たり100立方メートル以上の井戸又は既存の井戸の変更で変更後の揚水機の吐出口の断面積が21平方センチメートル以上の井戸を設置しようとする者

2 地下水採取予定者は、周辺住民等から求めがあつたときは、次条第1項の規定による調査の結果等について、説明を行わなければならない。

3 前2項の説明を行った者は、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。
(地下水の採取の影響調査)

第33条 前条第1項の説明を行った地下水採取予定者は、地下水を採取した場合における周辺地下水に及ぼす影響を調査しなければならない。ただし、周辺住民等が地下水を利用しない場合であって、市長が認める者は、この限りでない。

2 地下水採取予定者は、前項の規定による調査の結果、周辺地下水に影響を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等、必要な措置を講じなければならない。

(地下水の採取の許可申請)

第34条 地下水採取予定者は、井戸の設置工事の着手前60日までに、規則で定める事項を記載した申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、第32条第3項の報告は、当該申請前に行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る地下水の採取について、次に掲げる基準に基づき採取の許可又は不許可を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に影響を及ぼさない程度の採取量であること。

(2) 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること。

3 前項の規定による許可の決定を受けた者は、許可の決定を受けた内容を変更する場合にあってはあらかじめ市長に申請し、その許可を受け、地下水の採取を中止する場合にあってはあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、市長が必要があると認める者については、前2条の規定を準用する。

4 市長は、前2項の規定による許可の決定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第2項各号に掲げる基準に適合しないと判断したときは、第1項の規定により申請のあった事項の変更又は地下水の採取の中止を命ずることができる。

(井戸の設置の一時停止命令)

第35条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けずに井戸の設置に着手した者に対し、当該井戸の設置の一時停止を命ずることができる。

(井戸の設置完了の届出)

第36条 第34条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた者（以下「地下水採取者」という。）は、当該許可を受けた井戸の設置が完了したときは、遅滞なく規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(地下水の採取量の報告)

第37条 地下水採取者は、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

(専用水道の布設における水量測定器の設置)

第38条 水道法（昭和32年法律第177号）に定める専用水道の水源として地下水を使用する者は、揚水機を設置するときは、揚水機の吐出口の大きさにかかわらず、水量測定器の設置その他の方法により、地下水の採取量を記録し、及び市長の求めに応じて報告するよう努めなければならない。

(井戸の撤去の届出)

第39条 第34条第3項の規定による届出をした者（第36条の規定による届出をした者を除く。）又は第34条第5項の規定により地下水の採取の中止を命ぜられた者は、市長が定める期限までに当該井戸を撤去し、及び原状回復又は原状回復が著しく困難な場合にはこれに代わるべき措置を講じた上で、市長に届け出なければならない。

2 第36条の規定による届出をした者は、井戸を撤去したときは、周辺地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じた上で、速やかに市長に届け出なければならない。

第4章 異常時の対策

第1節 汚染時

(汚染状態の基礎的な調査)

第40条 次に掲げる者（以下「関係事業者」という。）は、有害物質により土壌、

地質又は地下水が汚染され、規則で定める浄化目標（以下「浄化目標」という。）を超え、又はそのおそれがあると市長が認める土地（以下「汚染地」という。）について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の概況を把握する調査（以下「基礎調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項若しくは第8項、第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若しくは第3項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

- (1) 汚染地に有害物質使用事業場を設置している者
- (2) 汚染地に過去、有害物質使用事業場を設置していた者
- (3) 有害物質を含む物の収集、運搬、処分等の処理に伴い、土壌、地質又は地下水の汚染を引き起こした者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、土壌、地質又は地下水の汚染に関係したと市長が認める者

2 関係事業者は、基礎調査を行った場合は、その結果を市長に報告しなければならない。

（汚染状態の詳細な調査）

第41条 関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「詳細調査実施者」という。）は、汚染地について、有害物質による土壌、地質又は地下水の汚染状態の詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行わなければならない。ただし、土壌汚染対策法第3条第1項若しくは第8項、第4条第2項若しくは第3項、第5条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若しくは第3項の規定による調査が行われるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（連帯して行う詳細調査）

第42条 詳細調査実施者が2以上あるときは、当該詳細調査実施者は、汚染地の詳細調査を連帯して行わなければならない。

（詳細調査の計画の承認）

第43条 詳細調査実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

2 詳細調査実施者は、前項の承認を受けた詳細調査の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

（詳細調査の監督等）

第44条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、詳細調査を行う汚染地に立ち

入らせ、詳細調査を監督することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定により承認した詳細調査の計画の内容を変更して詳細調査実施者に調査させることができる。

(詳細調査の結果報告)

第45条 詳細調査実施者は、詳細調査を終了したときは、遅滞なくその結果を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(汚染を浄化する事業)

第46条 関係事業者のうち、市長が指定する者（以下「浄化事業実施者」という。）は、有害物質による土壌及び地質の汚染を浄化する事業（以下「浄化事業」という。）を浄化目標に適合するように行わなければならない。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の3第1項若しくは第2項又は土壌汚染対策法第7条第1項の規定により措置が講じられるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による指定に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

- 3 第40条から前条までの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これらの条の規定による基礎調査又は詳細調査（これらの調査に係る手続を含む。）の全部又は一部を省略することができる。

(連帯して行う浄化事業)

第47条 浄化事業実施者が2以上あるときは、当該浄化事業実施者は、汚染地の浄化事業を連帯して行わなければならない。

(浄化事業の計画の承認)

第48条 浄化事業実施者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

- 2 浄化事業実施者は、前項の承認を受けた浄化事業の計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(浄化事業の監督等)

第49条 市長は、その職員又は市長が指定する者に、浄化事業を行う汚染地に立ち入らせ、浄化事業を監督することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第2項の規定により承認した浄化事業の計画の内容を変更して浄化事業実施者に浄化事業を行わせることができる。

(浄化事業の経過報告)

第50条 浄化事業実施者は、その浄化事業の経過について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(浄化事業の終了)

第51条 浄化事業実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(詳細調査及び浄化事業の実施命令)

第52条 市長は、詳細調査実施者又は浄化事業実施者が正当な理由なく詳細調査又は浄化事業を行わないと認めるときは、当該詳細調査又は浄化事業を行うことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令に当たり、必要があると認める場合は、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(市長が行う基礎調査、詳細調査及び浄化事業)

第53条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に代わって自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行うことができる。

(1) 土壌、地質又は地下水を汚染した者が不明のとき。

(2) 関係事業者の所在が不明のとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長が前項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行った場合で、前項各号のいずれにも該当しなくなったときにおける基礎調査、詳細調査又は浄化事業に要した経費の請求については、法令の定めるところによる。

3 市長は、第1項の規定により自ら汚染地の基礎調査、詳細調査又は浄化事業を行おうとする場合で、必要があると認めるときは、西条市地下水保全及び適正利用審議会の意見を聴くことができる。

(所有者等の協力)

第54条 汚染地の所有者、占有者又は管理者は、関係事業者、詳細調査実施者若しくは浄化事業実施者又は市長が行う基礎調査、詳細調査又は浄化事業に協力しなければならない。

第2節 渇水時

(渇水時の地下水の採取制限等)

第55条 市長は、渇水により、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、生活用水の確保を優先し、採取量の制限又は井戸の一時停止について、期間を定めて命ずることができる。

第3節 災害時

(災害時における地下水の採取制限等)

第56条 市長は、台風、豪雨、洪水、地震、津波等の災害時において、地下水の採取制限等の必要が生じたと認めるときは、採取量の制限又は井戸の一時停止につ

いて、期間を定めて命ずることができる。

第5章 雑則

(立入検査等)

第57条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員若しくは市長が指定する者に、事務所その他関係施設の敷地、建物等に立ち入らせ、若しくは土地の状態、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は土地若しくは建物の所有者、占有者若しくは管理者に必要な報告を求めることができる。

2 第44条第1項、第49条第1項又は前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 土地又は建物の所有者、占有者又は管理者は、第1項の立入検査を拒み、又は妨げてはならない。

(改善命令)

第58条 市長は、第15条第2項又は第3項の規定による許可の決定を受けた対象事業場から同条第2項に規定する基準に適合しない排水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該対象事業を行っている者に対し、施設の構造又は排水処理方法の改善等、当該基準に適合した排水を排出するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、第20条第1項の規定による届出若しくは同条第3項の規定による変更の届出があった場合、第21条の報告があった場合又は前条第1項の規定による立入検査を行った場合において、有害物質使用事業場で製造、使用、検査、処理、保管等をされている有害物質が地下水を汚染し、又はそのおそれがあると認めるときは、有害物質使用事業場を設置した者に対し、地下浸透の防止等、有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、第25条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出があった場合、第27条第1項の規定による報告があった場合又は前条第1項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないように必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第31条第3項の規定による報告があった場合又は前条第1項の規定による立入検査を行った場合において、地下工事以外の工事により地下水の汚濁、汚染若しくは水量減少又はそのおそれがあると認めるときは、地下工事以外の工事を行おうとする者又は行っている者に対し、地下水の汚濁、汚染及び水量減少を生じさせないように必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

5 市長は、井戸で地下水を採取することにより周辺住民等が利用する地下水の水質

又は水量に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合は、井戸を設置した者又は管理している者に対し、地下水の水質の保全、水量の回復等、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(承継)

第59条 第15条第2項若しくは第3項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた対象事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。

2 第20条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者から当該届出をした有害物質使用事業場を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該届出をした者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第25条第1項又は第2項の規定による届出をした者との合併等により当該届出をした地下工事を引き継いだ者は、当該届出をした者の地位を承継する。

4 第34条第2項若しくは第3項の規定による許可の決定を受けた者から当該許可の決定を受けた井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者若しくは相続した者又は当該許可の決定を受けた者との合併等により業務を引き継いだ者は、当該許可の決定を受けた者の地位を承継する。

(表彰)

第60条 市長は、地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し、顕著な功績があった者又は団体を表彰することができる。

(地下水保全及び適正利用審議会)

第61条 地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関し必要な事項を審議するため、西条市地下水保全及び適正利用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に基づく市長の諮問に関する事項その他の地下水の保全及び管理並びに適正な利用のために必要な事項について、必要に応じて調査し、及び審議する。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(違反者等の氏名等の公表)

第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第16条第2項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
- (3) 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者
- (4) 第27条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
- (5) 第27条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
- (6) 第27条第4項の規定による措置を講じない者
- (7) 第28条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
- (8) 第31条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
- (9) 第31条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
- (10) 第31条第4項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
- (11) 第31条第5項の規定による措置を講じない者
- (12) 第35条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
- (13) 第39条第1項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
- (14) 第57条第3項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
- (15) 第58条第1項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
- (16) 第58条第2項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
- (17) 第58条第5項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

第6章 罰則

第64条 第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第2項の規定による対象事業場の設置の一時停止命令に違反した者
 - (2) 第19条第1項の規定に違反して、規制事業場を設置した者
 - (3) 第27条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
 - (4) 第27条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
 - (5) 第27条第4項の規定による措置を講じない者
 - (6) 第28条の規定による地下工事の一時停止命令に違反した者
 - (7) 第31条第2項の規定による水質検査又は水量調査の実施命令に違反した者
 - (8) 第31条第3項の規定による水質検査又は水量調査の結果の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者
 - (9) 第31条第4項の規定による地下工事以外の工事の一時停止命令に違反した者
 - (10) 第31条第5項の規定による措置を講じない者
 - (11) 第35条の規定による井戸の設置の一時停止命令に違反した者
 - (12) 第39条第1項の規定による井戸の撤去、原状回復又は代替措置を行わない者
 - (13) 第57条第3項の規定に違反して、立入検査を拒み、又は妨げた者
 - (14) 第58条第1項の規定による基準に適合しない排水に係る必要な措置の実施命令に違反した者
 - (15) 第58条第2項の規定による有害物質が地下水を汚染しないために必要な措置の実施命令に違反した者
 - (16) 第58条第5項の規定による地下水の水質の保全、水量の回復等の必要な措置の実施命令に違反した者
- 第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条、第61条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 審議会による調査及び審議その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(西條市地下水の保全に関する条例の廃止)

- 3 西條市地下水の保全に関する条例（平成16年西條市条例第2号）は、廃止する。（西條市環境基本条例の一部改正）

4 西条市環境基本条例（平成18年西条市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（水環境の保全）</p> <p>第14条 市は、良好な水環境を保全するため、西条市河川の清流を守る条例（平成16年西条市条例第152号）及び西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例（令和 年西条市条例第 号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（水環境の保全）</p> <p>第14条 市は、良好な水環境を保全するため、西条市河川の清流を守る条例（平成16年西条市条例第152号）及び西条市地下水の保全に関する条例（平成16年西条市条例第2号） _____に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。</p>

（既存事業場等の取扱い）

5 市長は、この条例の施行の際、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- (1) 対象事業を行っている者及び対象事業を行うための対象事業場の設置に着手している者
- (2) 有害物質使用事業場を設置している者及びその設置に着手している者
- (3) 地下工事に着手している者
- (4) 井戸を管理している者及び井戸の設置に着手している者並びに専用水道を管理している者及び専用水道の設置に着手している者

（対象事業に関する経過措置）

6 この条例の施行の際、前項第1号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（有害物質使用事業場に関する経過措置）

7 この条例の施行の際、附則第5項第2号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（地下工事に関する経過措置）

8 この条例の施行の際、附則第5項第3号に規定する者は、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

（井戸の設置等に関する経過措置）

9 この条例の施行の際、現に第32条第1項各号に規定する井戸の設置に着手している者は、井戸の設置が完了したときは、市長に対し、速やかに規則で定める事項を届け出なければならない。

1 0 前項の規定による届出をした者については、第 3 7 条の規定を準用する。

1 1 この条例の施行の際、現に第 3 2 条第 1 項各号に規定する井戸を管理している者及び専用水道を管理している者については、第 3 7 条及び第 3 8 条の規定を準用する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

1 2 第 6 1 条第 5 項の規定にかかわらず、附則第 1 項ただし書に規定する施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日とする。

(罰則に関する経過措置)

1 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

対象事業	
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業
2	ゴルフ場を営む事業
3	砕石業
4	採石業
5	砂利採取業（河川の氾濫防止及び河床目詰まり防止のための工事は除く。）
6	生コンクリート又はセメント製品製造業
7	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）
8	有機化学工業製品製造業
9	その他地表水又は地下水の水質又は水量に影響を及ぼすおそれのある事業として市長が認めるもの

別表第2（第2条関係）

有害物質	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2-ジクロロエタン
14	1, 1-ジクロロエチレン
15	1, 2-ジクロロエチレン
16	1, 1, 1-トリクロロエタン

17	1, 1, 2-トリクロロエタン
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
28	1, 4-ジオキサン
29	ダイオキシン類

別表第3（第15条関係）

1 排水の汚染状態に関する事項

対象事業場から排出される排水の汚染状態に関する基準は、法令に定めるもののほか、水源涵養保全地域については、次のとおりとする。

項目	基準値	測定方法
(1) 生活環境に関する項目		排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定により環境大臣が定める方法
化学的酸素要求量（COD）	20mg/L以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/L以下	
浮遊物質（SS）	20mg/L以下	
(2) 人の健康の保護に関する項目		地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）に定める方法。ただし、有機燐については、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）K0102に定める方法
カドミウム	0.003mg/L以下	
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	

ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
(3) その他の項目		水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令101号）に定める方法。ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法
亜鉛	1.0 mg/L以下	
アルミニウム	0.2 mg/L以下	
鉄	0.3 mg/L以下	
銅	1.0 mg/L以下	
ナトリウム	200 mg/L以下	
マンガン	0.05 mg/L以下	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
フェノール類	0.005 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	
(4) 農薬類（ゴルフ場に適用）		
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号）		

2 有害物質の取扱い、処分等に関する事項

有害物質の取扱い、処分等に関し、次に掲げる事項が守られているものであること。

(1) 有害物質及びその中間生成物並びにこれらの有害物質等を含むおそれのある物並びに油分が流出するおそれのある物は、地下に浸透しないよう厳重に取り扱わなければならない。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4に規定する感染性産業廃棄物又は特定有害産業廃棄物を処分するものでないこと。

(3) 廃棄物の処分をしようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる水質に係る調査を実施し、影響が想定される場合は対策を講ずること。

ア 計画地の周辺の水質調査

イ 計画地の周辺に井戸がある場合は、その水質調査

ウ 浸出水の防止対策

エ その他水質に関して必要と認められる調査及び対策

(4) 廃棄物の処分に当たっては、事業場からの排水はその全量を適切に処理するとともに、水処理施設からの排水は施設区域内で循環再利用を図り、施設区域外への流出を極力抑制すること。

(5) 廃棄物の処分施設等から排出し、及び浸出する排水は、その全量を貯留すること。また、その貯留施設からの排水は処理を行った後、排出すること。

3 ゴルフ場に関する事項

ゴルフ場において使用される農薬等により地下水が汚染されるのを未然に防止するため、次に掲げる事項が守られているものであること。

(1) ゴルフ場において病虫害等の防除のために使用する農薬は、適正に使用すること。

(2) 頻繁に農薬を使用するグリーン等からの排水は原則として排水系統を分離し物理化学的処理を行い、貯水池に魚類を飼うなど排水の安全性を確かめるとともに、処理水は芝生への散水等の再利用に努めること。

(3) ゴルフ場において使用する除草剤、殺虫剤、殺菌剤等について、これらの農薬が地下水に混入した場合でも十分に安全であると判断し得る資料を提出すること。

(4) 農薬の使用について、可能な限り使用量を削減するよう努めること。

(5) 農薬等の散布は、散布直後の降雨により公共水域へ流出することのないよう適切な散布計画を立案すること。

4 その他の事項

その他地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないため、次に掲げる事項が守られるものであること。

- (1) 各基準事項の遵守の状況を確認するための報告及び対象事業場への立入検査等に協力するとともに、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないための改善等の指導に従うこと。
- (2) 土地の改変を伴う造成工事を行う必要がある場合には、工事着手から仮設工事段階を経て本工事に至る全ての段階で地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。また、ゴルフ場の造成等に当たっては、開発区域内の水の流れ及び排水経路を現地調査により把握し、地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。
- (3) 対象事業場から河川等の公共水域に排水するに当たっては、排水する公共水域の水質を汚濁するものでないこと。
- (4) 将来にわたって地表水及び地下水の水質及び水量に影響を及ぼすおそれのないものであること。

提案理由

石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうちぬきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与するため、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 68 号

西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則
で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤
職員

(ア) その養育する子が1歳に達す
る日(以下「1歳到達日」とい
う。)(当該子について当該非
常勤職員が第2条の3第2号に
掲げる場合に該当してする育児
休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場
合にあつては、当該末日とされ
た日。以下(ア)において同じ。)
において育児休業をしている非
常勤職員であつて、同条第3号
に掲げる場合に該当して当該子
の1歳到達日の翌日を育児休業
の期間の初日とする育児休業を
しようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をし
ている場合であつて、当該任期
を更新され、又は当該任期の満
了後引き続いて特定職に採用さ
れることに伴い、当該育児休業
に係る子について、当該更新前
の任期の末日の翌日又は当該採
用の日を育児休業の期間の初日
とする育児休業をしようとする
もの

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の
条例で定める者は、児童福祉法(昭
和22年法律第164号)第6条の4

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める職員)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の
条例で定める職員は、児童福祉法(昭
和22年法律第164号)第6条の4

第1号に規定する養育里親である職員
(児童の親その他の同法第27条第4
項に規定する者の意に反するため、同
項の規定により、同法第6条の4第2
号に規定する養子縁組里親として

_____当該児童を委託することがで
きない職員に限る。)に同法第27条
第1項第3号の規定により委託されて
いる当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の
条例で定める日は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める
日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外
の場合 非常勤職員

_____の養育する子
の1歳の到達日

(2) 非常勤職員_____の配偶者(届出
をしないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。以下同じ。)
が当該非常勤職員_____の養育する
子の1歳到達日以前のいずれかの日
において当該子を養育するために育
児休業法その他の法律の規定による
育児休業(以下この条及び次条にお
いて「市等育児休業」という。)を
している場合において当該非常勤職
員_____が当該子について育児休業
をしようとする場合(当該育児休業

第2項に規定する養育里親である職員
(児童の親その他の同法第27条第4
項に規定する者の意に反するため、同
項の規定により、同法第6条の4第1
項に規定する里親であって養子縁組に
よって養親となることを希望している

者として当該児童を委託することがで
きない職員に限る。)に同法第27条
第1項第3号の規定により委託されて
いる当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の
条例で定める日は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める
日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外
の場合 地方公務員法(昭和25年
法律第261号。以下「法」とい
う。)第22条の2第1項に掲げる
会計年度任用職員(以下「会計年度
任用職員」という。)の養育する子
の1歳の到達日

(2) 会計年度任用職員の配偶者(届出
をしないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。以下同じ。)
が当該会計年度任用職員の養育する
子の1歳到達日以前のいずれかの日
において当該子を養育するために育
児休業法その他の法律の規定による
育児休業(以下この条及び次条にお
いて「市等育児休業」という。)を
している場合において当該会計年度
任用職員が当該子について育児休業
をしようとする場合(当該育児休業

の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西条市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項第1号若しくは第2号又は第19条の規定による産前休暇又は産後休暇

により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている

の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西条市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第19条の規定により任命権者が定めた産前休暇又は産後休暇(再任用短時間勤務職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)である場合にあっては、勤務時間条例第16条第1項第1号又は第2号の特別休暇)により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休

は、そのいずれかの日))の翌日
(当該配偶者がこの号に掲げる場
合又はこれに相当する場合に該当
して市等育児休業をする場合にあ
っては、当該市等育児休業の期間
の末日とされた日の翌日以前の日
)を育児休業の期間の初日とする
育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職
員_____が当該子の1歳到達日
(当該非常勤職員_____が前号に
掲げる場合に該当してする育児休
業の期間の末日とされた日が当該
子の1歳到達日後である場合にあ
っては、当該末日とされた日)に
おいて育児休業をしている場合又
は当該非常勤職員_____の配偶者
が当該子の1歳到達日(当該配偶
者が同号に掲げる場合又はこれに
相当する場合に該当してする市等
育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場
合にあっては、当該末日とされた
日)において市等育児休業をして
いる場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該
当してする育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末
日とされた日)後の期間において
この号に掲げる場合に該当して育
児休業をしたことがない場合

ア 当該子について、当該会計年度
任用職員が当該子の1歳到達日
(当該会計年度任用職員が_____
_____する育児休
業の期間の末日とされた日が当該
子の1歳到達日後である場合にあ
っては、当該末日とされた日)に
おいて育児休業をしている場合又
は当該会計年度任用職員の配偶者
が当該子の1歳到達日(当該配偶
者が_____
_____する市等
育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場
合にあっては、当該末日とされた
日)において市等育児休業をして
いる場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）

_____とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して市等育児休業をする場合にあつては、当該市等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員_____が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員_____の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において市等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において市等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継

続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、
育休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、

続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の
人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項
ただし書の人事院規則で定める期間を基
準として条例で定める期間は、57日
間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当した
ことにより当該育児休業に係る子
について既にしたものを除く。)の
終了後、3月以上の期間を経過した
こと(当該育児休業をした職員が、
当該育児休業の承認の請求の際育児
休業により当該子を養育するための
計画について育児休業等計画書によ
り任命権者に申し出た場合に限る。
)。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院
したこと、配偶者と別居したこと

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができ

____その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の期間の再度の延長ができ

る特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号。以下「給与条例」という。)第19条第1項又は西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西条市条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第15条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除

る特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号。以下「給与条例」という。)第19条第1項 _____

_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 _____

_____を除

く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、

く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項 _____の規定により任期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書 _____により任命権者に申し出た場合に限る。))。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、

育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員

_____とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間 _____の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第16条第2項の規定による子の保育のための休暇

_____又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認

_____については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第16条第2項又は第19条の規定による子の保育のための休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該子の保育のための休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が部分休業の承認を受け

2 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成16年西条市規則第25号）第15条第11号の規定による育児時間又は勤務時間条例第

17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が部分休業の承認を受け

て勤務しない場合には、給与条例第11条及び会計年度任用職員給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条及び会計年度任用職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第22条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第25条 (略)

て勤務しない場合には、給与条例第11条_____の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第22条 (略)

第23条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の西条市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 69 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～107 (略)				1～107 (略)			
108 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	1件につき	107の項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額					
109 (略)				108 (略)			
110 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	107の項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	当該金額に100円未満の端数があるときは、これを				

			四捨				
			五入				
			する				
			。				
111 (略)				109 (略)			
112 (略)				110 (略)			
113 都市の1 低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 (2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に			(略)	111 都市の1 低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 (2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に			(略)
		112の項				110の項	
		種類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額				種類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額	
		次に掲げる額(ウに掲げる額)にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4				次に掲げる額(ウに掲げる額)にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4	

<p>規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者</p>	<p>の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 112の</p>	<p>規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者</p>	<p>の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 110の</p>
	<p>項種類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は設計住宅性能評価書の交付を受け</p>		<p>項種類欄(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は設計住宅性能評価書の交付を受け</p>

		たもの以外 のものであ る場合に限 る。 イ、ウ (略)			たもの以外 のものであ る場合に限 る。 イ、ウ (略)	
1 1 4 (略)				1 1 2 (略)		
1 1 5 建築物1 のエネルギー一件 消費性能の向に 上に関する法つ 律第12条第き 2項及び第1 3条第3項の 規定に基づく 建築物エネル ギー消費性能 確保計画の変 更に係る建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定審査	1	1 1 4の項(略) 種類欄に掲げ る建築物の区 分に応じ、そ れぞれ当該手 数料の金額の 2分の1に相 当する金額		1 1 3 建築物1 のエネルギー一件 消費性能の向に 上に関する法つ 律第12条第き 2項及び第1 3条第3項の 規定に基づく 建築物エネル ギー消費性能 確保計画の変 更に係る建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定審査	1	1 1 2の項(略) 種類欄に掲げ る建築物の区 分に応じ、そ れぞれ当該手 数料の金額の 2分の1に相 当する金額
1 1 6 建築物1 のエネルギー一件 消費性能の向に 上に関する法つ 律施行規則き (平成28年 国土交通省令 第5号)第1 1条の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能確保計 画の軽微な変 更に関する証	1	1 1 4の項(略) 種類欄に掲げ る建築物の区 分に応じ、そ れぞれ当該手 数料の金額の 2分の1に相 当する金額		1 1 4 建築物1 のエネルギー一件 消費性能の向に 上に関する法つ 律施行規則き (平成28年 国土交通省令 第5号)第1 1条の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能確保計 画の軽微な変 更に関する証	1	1 1 2の項(略) 種類欄に掲げ る建築物の区 分に応じ、そ れぞれ当該手 数料の金額の 2分の1に相 当する金額

明書の交付				明書の交付			
117 (略)				115 (略)			
118 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第31条第 1項の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の変更の認 定の申請に対 する審査 (1) 変更に係 る建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画が建築 基準法第6 条第1項に 規定する建 築基準関係 規定に適合 するかどうか の審査を 申し出ない 者 (2) 変更に係 る建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画が建築 基準法第6 条第1項に	1	(略)		116 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第31条第 1項の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の変更の認 定の申請に対 する審査 (1) 変更に係 る建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画が建築 基準法第6 条第1項に 規定する建 築基準関係 規定に適合 するかどうか の審査を 申し出ない 者 (2) 変更に係 る建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画が建築 基準法第6 条第1項に	1	(略)	
		<u>117の項</u>	種類欄(1)ア 又はイに掲げ る場合の区分 に応じ、それ ぞれ当該手数 料の金額の2 分の1に相当 する金額			<u>115の項</u>	種類欄(1)ア 又はイに掲げ る場合の区分 に応じ、それ ぞれ当該手数 料の金額の2 分の1に相当 する金額
			次に掲げる 額(ウに掲げ る額にあつて は、当該審査 に建築基準法 第87条の4 の昇降機に係				次に掲げる 額(ウに掲げ る額にあつて は、当該審査 に建築基準法 第87条の4 の昇降機に係

規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 117の 項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額 イ、ウ (略)	規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 115の 項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額 イ、ウ (略)
119 (略)		117 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（手数料）

第２２７条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

２、３ （略）

議案第70号

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例について

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成16年西条市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																								
<p>(氏名等の公表)</p> <p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の住所及び氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）並びに事実行為について公表することができる。</p> <p>(1) <u>第24条</u>の規定による報告を正当な理由がなく拒んだ場合</p> <p>(2) <u>第25条</u>の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、又は妨げた場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表（第15条関係）</p> <p>一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">家庭系廃棄物</td> <td>もえるごみ</td> <td>指定袋大 1枚 45円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">み</td> <td>指定袋中 1枚 30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋小 1枚 20円</td> </tr> <tr> <td>もえないごみ</td> <td>指定袋大 1枚 45円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">粗大ごみ</td> <td>指定袋中 1枚 30円</td> </tr> <tr> <td>指定袋小 1枚 20円</td> </tr> <tr> <td>品目ごとに900</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料	家庭系廃棄物	もえるごみ	指定袋大 1枚 45円	み	指定袋中 1枚 30円	指定袋小 1枚 20円	もえないごみ	指定袋大 1枚 45円	粗大ごみ	指定袋中 1枚 30円	指定袋小 1枚 20円	品目ごとに900	<p>(氏名等の公表)</p> <p>第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の住所及び氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）並びに事実行為について公表することができる。</p> <p>(1) <u>第23条</u>の規定による報告を正当な理由がなく拒んだ場合</p> <p>(2) <u>第24条</u>の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、又は妨げた場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表（第15条関係）</p> <p>一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系廃棄物</td> <td>規定枚数</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">もえるごみ</td> <td>み</td> <td>指定袋全 世帯一律 110枚 (ただし 5人以上 の世帯に ついては 希望によ り指定袋 30枚追 加)</td> </tr> <tr> <td>もえないごみ</td> <td>指定袋全 世帯一律</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料	家庭系廃棄物	規定枚数	もえるごみ	み	指定袋全 世帯一律 110枚 (ただし 5人以上 の世帯に ついては 希望によ り指定袋 30枚追 加)	もえないごみ	指定袋全 世帯一律
区分	手数料																									
家庭系廃棄物	もえるごみ	指定袋大 1枚 45円																								
	み	指定袋中 1枚 30円																								
		指定袋小 1枚 20円																								
		もえないごみ	指定袋大 1枚 45円																							
		粗大ごみ	指定袋中 1枚 30円																							
	指定袋小 1枚 20円																									
	品目ごとに900																									
	区分	手数料																								
家庭系廃棄物	規定枚数																									
もえるごみ	み	指定袋全 世帯一律 110枚 (ただし 5人以上 の世帯に ついては 希望によ り指定袋 30枚追 加)																								
	もえないごみ	指定袋全 世帯一律																								

		円以内で規則で定			20枚		
		める額			粗大ごみ	処理券全	
						世帯一律	
						10枚	
				規定枚	もえるご	指定袋1	100円
				数を超	み	枚	
				える枚	もえない		
				数	ごみ		
					粗大ごみ	処理券1	
						枚	
(略)				(略)			
(注)	(略)			(注)	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日以後の排出に用いる指定袋及び処理券について適用し、同日前の排出に用いる指定袋及び処理券については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。

提案理由

ごみの減量に向けた施策の一つである家庭系ごみの有料化を実施するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 1 号

西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

西条市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成17年西条市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>西条市県営土地改良事業分担金等徴収条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、愛媛県が行う土地改良事業（以下「<u>県営土地改良事業</u>」という。）について土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「<u>法</u>」という。）第91条第3項の規定による<u>分担金及び法第91条の2の規定による特別徴収金</u>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（特別徴収金）</u></p> <p>第5条 市は、<u>愛媛県知事（以下「知事」という。）が別に指定する県営土地改良事業（法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業及び法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>西条市県営土地改良事業分担金徴収条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、愛媛県が行う土地改良事業（以下「<u>県営土地改良事業</u>」という。）について土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「<u>法</u>」という。）第91条第3項の規定に<u>基づき分担金</u>_____の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（分担金の特例）</u></p> <p>第5条 市は、<u>県営土地改良事業については、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有するものから、第2条第1項の規定により徴収する分担金のほか、法第91条の2第3項の規定により当該事業の施行に要した費用につき、法第91条第6項の規定により市が負担する負担金のうちその徴収に係る土地の部分の額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地区内の土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準として、知事がこれらの土地の受益の程度を考慮して定める額の範囲内で当該土地の全部又は一部が当該事業の工</u></p>

度)の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途(法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。)に供するため所有権の移転等(法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 市は、知事が別に指定する法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者に該当する者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該県営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなったときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 特別徴収金の額は、法第91条第6

事の完了の公告において示された当該工事完了の日の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額(農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する当該事業によって生じたかんがい、排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。

2 市長は、前項の分担金を徴収する場合にあっては、当該事業に係る第2条第1項の規定による分担金の徴収に係る決定通知を行う際に、併せて、その通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めて通知するものとする。ただし、第2条第1項の規定による分担金を徴収しない事業については、市長が別に定めるところにより通知するものとする。

3 市長は、転用に係る土地の面積が、知事の指定する面積を超えない場合、その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の分担金を免除する。

項の規定により県営土地改良事業の費用につき市が負担する額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額（当該特別徴収金の徴収に係る土地が法第9条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生じる収入がある場合には、当該収入の額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えないとき、その他市長が特別徴収金の納付が必要ないものとして承認したときは、当該特別徴収金を免除することができる。

5 特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の2の規定による特別徴収金を徴収するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

土地改良法

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）

第91条の2（略）

2～5（略）

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

(1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

(2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

7、8（略）

報告第16号

令和3年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和3年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

○令和3年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化	財政再生
		基準	基準
① 実質赤字比率	—	11.83 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.83 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3か年平均）	6.5	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	55.1	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化
			基準
⑤ 公営企業に おける資金 不足比率	港湾上屋事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	小松地域交流事業特別会計		
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 (略)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第17号

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

○令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第18号

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和3年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

○令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 19 号

令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 3 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉井敏久

○令和3年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第20号

西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月6日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 3 号

専決処分書

西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 27 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 346,400 円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

西条栄町・中央商店街駐車場内における車両物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 2 1 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第4号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月19日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 181,390 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

環境部衛生課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。